

# 住基ネット訴訟判決の比較

(要約)  
\*大阪高裁判決の要約はかなり簡潔にしている

裁判所	判決日	請求	判決	プライバシー権	自己情報コントロール権	第3者機関	本人確認情報	目的の正当性	住基ネット	必要性	セキユリテイ	プライバシー	結論
1 金沢地裁	2005.05.30	提供停止 情報削除 損害賠償 却	判決	プライバシー権 私生活の公開・私生活への侵入下開自田としてのプライバシーの権利は、憲法の基本原理の一つである個人の尊厳を實現する上での要となる権利の一つであって、単に、不法行為法上の被害者利益であるに止まらず、いかなる人格権の一内容として、憲法13条によって保障されている(p.56)	自己情報コントロール権 ITの急速な発達という社会状況からみて、もはや、プライバシーの権利を、私生活の公開や私生活への侵入を拒絶する権利とらざるを得ない。自己に関する情報は、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)	第3者機関 目的外利用の禁止違反を監視する第三者機関のシステムはなく、禁止の実効性は疑わしい(p.73)	本人確認情報 自己情報コントロール権の対象である(p.58-59)	目的の正当性 住民の自己情報コントロール権を侵害しているといえるが、公共の福祉のため必要である場合、自己情報コントロール権は相当制限を受けることにはやむをえない(p.59)	住基ネット 行政事務の効率化、自体は正当な目的であるが、住基ネットが住民のプライバシーの権利を犠牲にし、まで達成すべき高度の必要性があることについては、直ちにこれを承認できない(p.83)	セキユリテイ 種類の制度内市通用基準が定められ、一定の個人情報保護措置が講じられている。セキユリテイが確保されているものが、他方、住基ネットに記録されているものを全員を強制的に参加させる住基ネットを運用することに原住基ネットのプライバシーの権利を犠牲にしてはならない(p.75)	プライバシー 住基ネットは住民に相当深刻なプライバシーの権利の侵害をもたらすものであり、一定の個人情報保護措置が講じられている。セキユリテイが確保されているものが、他方、住基ネットに記録されているものを全員を強制的に参加させる住基ネットを運用することに原住基ネットのプライバシーの権利を犠牲にしてはならない(p.75)	結論 住基ネットは住民に相当深刻なプライバシーの権利の侵害をもたらすものであり、一定の個人情報保護措置が講じられている。セキユリテイが確保されているものが、他方、住基ネットに記録されているものを全員を強制的に参加させる住基ネットを運用することに原住基ネットのプライバシーの権利を犠牲にしてはならない(p.75)	
2 名古屋地裁	2005.05.31	提供停止 情報削除 損害賠償	棄却	(記載はないが、判決全体を通過してプライバシー権は前提とされている)	プライバシー権として認められるか否かは別として、本人確認情報なくしてプライバシー権は存在しないといふことは自然なことである(p.21)		秘匿されるべき必要性が高い情報(自己情報コントロール権の制約的範囲で保護される)	行政事務の効率化・合理化を図るに、毎年かなり頻りに発生している年金の過払いを防止するといった観点から見れば、住基ネットは極めて動弁勝つ効果的に行われるべきである。その観点からは、住基ネットに代わる動弁勝つ効果的な代替措置は想定しがたいのであり、住基ネットは公共の利益に資することが明らかである。	住基ネットにより本人確認情報を利用する必要性は認められる(p.22)	制度的欠陥があり、目的実現手段としての合理性を持たない	一定の個人情報保護措置が講じられていないので、具体的な危険性はない	本人確認情報保護の観点から、個人情報のプライバシー権が侵害される危険性が高い。個人情報の保護は、個人の権利を保護する上で重要な役割を果たしている。住基ネットの運用は、個人情報の保護を目的として行われるべきであり、個人情報の保護を犠牲にしてはならない(p.27)	
3 神戸地裁	2006.06.09	提供停止 コード削除 情報削除	棄却	プライバシーに関する権利(プライバシー)は、個人が、プライバシー権の一内容として、他人(特に行政機関)が有する自己の個人情報コントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)	個人が、プライバシー権の一内容として、他人(特に行政機関)が有する自己の個人情報コントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)		秘匿されるべき必要性が高い情報(自己情報コントロール権の制約的範囲で保護される)	行政事務の効率化・合理化を図るに、毎年かなり頻りに発生している年金の過払いを防止するといった観点から見れば、住基ネットは極めて動弁勝つ効果的に行われるべきである。その観点からは、住基ネットに代わる動弁勝つ効果的な代替措置は想定しがたいのであり、住基ネットは公共の利益に資することが明らかである。	住基ネットにより本人確認情報を利用する必要性は認められる(p.22)	制度的欠陥があり、目的実現手段としての合理性を持たない	一定の個人情報保護措置が講じられていないので、具体的な危険性はない	本人確認情報保護の観点から、個人情報のプライバシー権が侵害される危険性が高い。個人情報の保護は、個人の権利を保護する上で重要な役割を果たしている。住基ネットの運用は、個人情報の保護を目的として行われるべきであり、個人情報の保護を犠牲にしてはならない(p.27)	
4 大阪高裁	2006.11.30	コード削除・通知停止(追加請求) 損害賠償 却	除	人格権の一内容として憲法13条に依り、自己のプライバシー情報(自己情報コントロール権)をコントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)	個人が、プライバシー権の一内容として、他人(特に行政機関)が有する自己の個人情報コントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)		秘匿されるべき必要性が高い情報(自己情報コントロール権の制約的範囲で保護される)	行政事務の効率化・合理化を図るに、毎年かなり頻りに発生している年金の過払いを防止するといった観点から見れば、住基ネットは極めて動弁勝つ効果的に行われるべきである。その観点からは、住基ネットに代わる動弁勝つ効果的な代替措置は想定しがたいのであり、住基ネットは公共の利益に資することが明らかである。	住基ネットにより本人確認情報を利用する必要性は認められる(p.22)	制度的欠陥があり、目的実現手段としての合理性を持たない	一定の個人情報保護措置が講じられていないので、具体的な危険性はない	本人確認情報保護の観点から、個人情報のプライバシー権が侵害される危険性が高い。個人情報の保護は、個人の権利を保護する上で重要な役割を果たしている。住基ネットの運用は、個人情報の保護を目的として行われるべきであり、個人情報の保護を犠牲にしてはならない(p.27)	
5 名古屋高裁 金沢支部	2006.12.11	金沢地裁判例(原告勝訴) 原告勝訴 被告勝訴	原告勝訴 被告勝訴	人格権の一内容として、憲法13条に依り、自己のプライバシー情報(自己情報コントロール権)をコントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)	個人が、プライバシー権の一内容として、他人(特に行政機関)が有する自己の個人情報コントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)		秘匿されるべき必要性が高い情報(自己情報コントロール権の制約的範囲で保護される)	行政事務の効率化・合理化を図るに、毎年かなり頻りに発生している年金の過払いを防止するといった観点から見れば、住基ネットは極めて動弁勝つ効果的に行われるべきである。その観点からは、住基ネットに代わる動弁勝つ効果的な代替措置は想定しがたいのであり、住基ネットは公共の利益に資することが明らかである。	住基ネットにより本人確認情報を利用する必要性は認められる(p.22)	制度的欠陥があり、目的実現手段としての合理性を持たない	一定の個人情報保護措置が講じられていないので、具体的な危険性はない	本人確認情報保護の観点から、個人情報のプライバシー権が侵害される危険性が高い。個人情報の保護は、個人の権利を保護する上で重要な役割を果たしている。住基ネットの運用は、個人情報の保護を目的として行われるべきであり、個人情報の保護を犠牲にしてはならない(p.27)	
6 名古屋高裁	2007.02.01	原判決破棄 提供停止 情報削除 損害賠償	控訴棄却	私生活上の情報、すなわちプライバシー権に依り、自己のプライバシー情報(自己情報コントロール権)をコントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)	個人が、プライバシー権の一内容として、他人(特に行政機関)が有する自己の個人情報コントロールする権利を有する点に点に於いては、もともとプライバシー権が憲法の根柢がなく、その外延が極めて不明確であることから、憲法13条によって自己情報をコントロールする権利を認める必要があり、プライバシーコントロール権が重要な一内容として含まれる(p.57)		秘匿されるべき必要性が高い情報(自己情報コントロール権の制約的範囲で保護される)	行政事務の効率化・合理化を図るに、毎年かなり頻りに発生している年金の過払いを防止するといった観点から見れば、住基ネットは極めて動弁勝つ効果的に行われるべきである。その観点からは、住基ネットに代わる動弁勝つ効果的な代替措置は想定しがたいのであり、住基ネットは公共の利益に資することが明らかである。	住基ネットにより本人確認情報を利用する必要性は認められる(p.22)	制度的欠陥があり、目的実現手段としての合理性を持たない	一定の個人情報保護措置が講じられていないので、具体的な危険性はない	本人確認情報保護の観点から、個人情報のプライバシー権が侵害される危険性が高い。個人情報の保護は、個人の権利を保護する上で重要な役割を果たしている。住基ネットの運用は、個人情報の保護を目的として行われるべきであり、個人情報の保護を犠牲にしてはならない(p.27)	